

広島県告示第三百九十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却、保管した。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
小型船 非動力 白色 三隻
- 二 当該工作物が放置されていた場所  
広島市南区南千田東町二番地先
- 三 当該工作物を除却した日時  
平成二十年三月七日 午前十時四十五分
- 四 当該工作物の保管を始めた日時  
平成二十年三月七日 午前十一時五分
- 五 当該工作物の保管場所  
広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内
- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者  
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 七 実施機関及び問い合わせ先  
広島県広島地域事務所建設局管理課

電話（〇八二）二五〇―八一五〇